

# 第1回太良町議会（定例会第1回）

平成27年3月3日～3月13日

議案

## 平成27年第1回太良町議会（定例会第1回）

会期（案）

会期 11日間（3月3日～3月13日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘要
第1日	3. 3	火	本会議 (第1日目)	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の施政方針及び提案理由の説明
第2日	3. 4	水	(議案調査)		
第3日	3. 5	木	本会議 (第2日目)	9時30分	一般質問
第4日	3. 6	金	(議案調査)		
第5日	3. 7	土	休会	一	
第6日	3. 8	日	休会	一	
第7日	3. 9	月	(議案調査)		
第8日	3. 10	火	本会議 (第3日目)	9時30分	議案審議
第9日	3. 11	水	本会議 (第4日目)	9時30分	議案審議
第10日	3. 12	木	本会議 (第5日目)	9時30分	議案審議
第11日	3. 13	金	本会議 (第6日目)	13時30分	議案審議

平成27年第1回太良町議会（定例会第1回）

議事日程第1号

第1日目

3月 3日（火）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 議案第1号～議案第31号、質問第1号 町長の施政方針及び提案理由の説明

# 提 出 議 案 目 錄

- 議案第 1号 太良町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 2号 太良町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 議案第 3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 太良町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 太良町高齢者等肉牛飼育事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11号 太良町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 教育長の給与に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 13号 太良町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 14号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 議案第 15号 太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う融資額の限度について
- 議案第 16号 不動産の取得について
- 議案第 17号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第6号）について

議案第18号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について  
議案第19号 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
議案第20号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
議案第21号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について  
議案第22号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について  
議案第23号 平成26年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について  
議案第24号 平成27年度太良町一般会計予算について  
議案第25号 平成27年度太良町山林特別会計予算について  
議案第26号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第27号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計予算について  
議案第28号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計予算について  
議案第29号 平成27年度太良町簡易水道特別会計予算について  
議案第30号 平成27年度太良町水道事業会計予算について  
議案第31号 平成27年度町立太良病院事業会計予算について  
諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるについて

上記のとおり

平成27年3月3日

太良町長 岩島正昭

## 議員派遣の報告

平成27年 3月 3日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

### 1 杵藤地区町村議会議員研修会

- (1) 目的 『地方創生について』を演題として開催された研修会
- (2) 派遣場所 町内
- (3) 期間 平成27年2月20日
- (4) 派遣議員 全議員

議案第1号

太良町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

太良町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の制定が必要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関する必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ太良町教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

（1）研修を受ける場合

（2）厚生に関する計画の実施に参加する場合

（3）前2号に規定する場合を除くほか、太良町教育委員会が定める場合

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例の規定は適用しない。

議案第2号

太良町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

太良町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の制定が必要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休日及び休暇）

第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇は、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年太良町条例第5号）の適用を受ける一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例の規定は適用しない。

議案第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正が必要となったため、この案を提出する。

別紙

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（太良町議会委員会条例の一部改正）

第1条 太良町議会委員会条例（昭和39年太良町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

（太良町振興計画審議会設置条例の一部改正）

第2条 太良町振興計画審議会設置条例（平成2年太良町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「委員」を「教育長又は委員」に改める。

（太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年太良町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会	委員長	年額 292,100円	副町長の受ける旅費相当額
	委員長職務代理者	年額 252,200円	〃
	委員	年額 243,600円	〃

を

教育委員会	教育長職務代理者	年額 252,200円	副町長の受ける旅費相当額
	委員	年額 243,600円	〃

に改める。

（太良町特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第4条 太良町特別職報酬等審議会条例（昭和45年太良町条例第20号）の一

部を次のように改正する。

第2条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

(町長及び副町長の諸給与条例の一部改正)

第5条 町長及び副町長の諸給与条例(昭和31年太良町条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町長等の諸給与条例

第1条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長(以下「町長等」という。)」に改める。

第2条から第4条までの規定中「町長及び副町長」を「町長等」に改める。

別表副町長の部中「円」を削り、同表に次のように加える。

教育長	484,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
-----	---------	---	---	---	---	---	---	---

(太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例の一部改正)

第6条 太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例(平成26年太良町条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「太良町教育委員会教育委員長」を「太良町教育委員会教育長」に改める。

(太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第7条 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例(平成22年太良町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「町長及び副町長の諸給与条例」を「町長等の諸給与条例」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在籍する場合においては、第1条の規定による改正後の太良町議会委員会条例、第2条の規定による改正後の太良町振興計画審議会設置条例、第3条の規定による改正後の太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第4条の規定による改正後の太良

町特別職報酬等審議会条例、第5条の規定による改正後の町長及び副町長の諸給与条例、第6条の規定による改正後の太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例、第7条の規定による改正後の太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の規定は適用せず、なお従前の例による。

議案第4号

太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

太良町個人情報保護条例（平成15年太良町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人通則法の改正に伴い、条例の改正が必要となつたため、この案を提出する。

議案第5号

太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

太良町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

行政手続法の改正に伴い、条例の改正が必要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町行政手続条例の一部を改正する条例（案）

太良町行政手続条例（平成8年太良町条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を 「第4章 行政指導（第30条—  
第4章の2 処分等の求め（第  
第34条の2）」に改める。  
34条の3」

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第6号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名  
宛人」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ  
中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名  
あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中  
「名あて人」を「名宛人」に改める。

第32条中「この条」の次に「及び次条第2項」を加え、「をいう。」を「をいう。以下  
この条及び次条第2項において同じ。」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を  
同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又  
は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、  
次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又  
は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に  
規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、そ  
の旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることが可  
能。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経  
てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第4章の2 処分等の求め

##### (処分等の求め)

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（太良町税条例の一部改正）

2 太良町税条例（昭和30年太良町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条の5第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第6号

太良町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

太良町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

太良町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町職員の修学部分休業に関する条例（平成19年太良町条例第34号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「2年」を「2年を超えない範囲内で任命権者が適當と認め  
る期間」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

第3次地方分権一括法の施行に伴う地方公務員法の改正に伴い、条例の改正  
が必要となつたため、この案を提出する。

議案第7号

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年太良町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「年額 400,000円」を「年額 420,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

太良町監査委員の業務が増大していることに伴い、監査委員のうち識見を有する者の報酬年額を改正するため、この案を提出する。

議案第8号

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年太良町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「太良町適正就学指導委員会委員」を「太良町教育支援委員会委員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過規定）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定に基づいて支給されたものとみなす。

（提案理由）

学校教育法施行令の改正に伴い、条例の改正が必要となったため、この案を提出する。

議案第9号

太良町高齢者等肉牛飼育事業基金条例の一部を改正する  
条例の制定について

太良町高齢者等肉牛飼育事業基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

太良町高齢者等肉牛飼育事業基金条例の一部を改正する条例（案）

太良町高齢者等肉牛飼育事業基金条例（昭和52年太良町条例第12号）の  
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太良町肉用牛飼育事業基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 肉用牛の飼育を促進し、肉用資源の確保を図るとともに、肉用牛飼育農家の経営安定、向上に資するため、太良町肉用牛飼育事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第3条第3項中「貸付対象肉牛」を「貸付対象肉用牛」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

貸付牛対象者を高齢者に限らず、広く肉用牛飼育農家を対象とするため、この案を提出する。

議案第10号

太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給  
及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定について

太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び  
損失補償条例の一部を改正する条例（案）

太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例（昭和48年太良町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成21年産」を「平成26年産」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年3月31日までにこの条例の定めるところにより融資を受けた者に適用する。ただし、平成21年産みかん販売価格の異常低落により営農が困難になった農家に対する利子補給及び損失補償条例については、なお従前の例による。

（提案理由）

平成26年産みかん価格の低迷によって、経営の維持増進が困難になられた農家に対する利子補給等の措置を設けるため、この案を提出する。

議案第11号

太良町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する手数料条例の  
一部を改正する条例の制定について

太良町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

太良町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する手数料条例の  
一部を改正する条例（案）

太良町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する手数料条例（平成12年太良町条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太良町鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する手数料条例  
第1条中「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改める。  
別表中「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

（提案理由）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、条例の改正が必要となつたため、この案を提出する。

議案第12号

教育長の給与に関する条例を廃止する条例の制定について

教育長の給与に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

教育長の給与に関する条例を廃止する条例（案）

教育長の給与に関する条例（昭和31年太良町条例第63号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による廃止前の教育長の給与に関する条例の規定は、その効力を有する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を廃止する必要が生じたため、この案を提出する。

議案第13号

太良町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

太良町保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

太良町保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）

太良町保育の実施に関する条例（平成10年太良町条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、保育の実施に関する条例委任規定がなくなり、条例を廃止する必要が生じたため、この案を提出する。

議案第14号

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び  
融資額の限度について

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び限度額を下記のとおり定めることについて、太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例（平成13年太良町条例第15号）第2条及び第3条の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

1. 事業の指定 園芸作物経営資金・畜産経営資金・海苔養殖資金・家畜伝染病対策資金

2. 融資の限度額

融資の種目	金融機関名	限度額
指定事業資金	佐賀県農業協同組合	80,000,000円

(提案理由)

農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、園芸作物経営、畜産経営、海苔養殖及び家畜伝染病対策を事業として指定し、資金の融資限度額を定める必要があるため、この案を提出する。

議案第15号

太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う融資額の  
限度について

太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う限度額を下記のとおり定めることについて、太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例（昭和48年太良町条例第1号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

1. 融資額の限度 100,000,000円

(提案理由)

平成26年産みかん販売価格の異常低落により、當農が困難となった農家に対し、資金の融通を行い、みかん農家の経営の安定に資するための資金の融資限度額を定める必要があるため、この案を提出する。

議案第 16 号

不動産の取得について

次により不動産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年太良町条例第 15 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

太良町長 岩島正昭

記

1. 不動産の表示

所 在 藤津郡太良町大字多良字油津 1717 番 1 外 5 筆  
地 目 宅地等  
地 籍 6,403.31 平方メートル

2. 取得の目的 定住促進住宅建設用地

3. 取得価格 50,000,000 円

4. 契約の相手方 佐賀県藤津郡太良町大字多良 1717 番地 1  
太良町果実農業協同組合  
代表清算人 竹下正廣

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年太良町条例第 15 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

## 平成26年度太良町一般会計補正予算（第6号）

平成26年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,423千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,426,924千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

### （債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年3月3日提出  
太良町長 岩島正昭

議案第18号

## 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）

平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,824千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月3日提出  
太良町長 岩島正昭

議案第19号

## 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,189千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月3日提出  
太良町長 岩島正昭

議案第20号

## 平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,677千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,950,698千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

平成27年3月3日提出  
太良町長 岩島正昭

議案第21号

## 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,007千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月3日提出  
太良町長 岩島正昭

議案第 22 号

## 平成 26 年度太良町水道事業会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 平成 26 年度太良町水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 26 年度太良町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款		事 業 収 益	58,700 千円	△ 1,000 千円	57,700 千円
第 1 項		営 業 収 益	57,825 千円	△ 1,000 千円	56,825 千円
支 出					( 計 )
第 1 款		事 業 費	58,700 千円	△ 1,000 千円	57,700 千円
第 1 項		営 業 費 用	47,054 千円	△ 3,119 千円	43,935 千円
第 2 項		営 業 外 費 用	3,568 千円	377 千円	3,945 千円
第 4 項		予 備 費	7,177 千円	1,742 千円	8,919 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「11,976 千円」を「11,261 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款		資 本 的 支 出	24,415 千円	△ 715 千円	23,700 千円
第 1 項		建 設 改 良 費	20,183 千円	△ 715 千円	19,468 千円

平成 27 年 3 月 3 日提出  
太良町長 岩 島 正 昭

## 平成26年度 町立太良病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成26年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度町立太良病院事業会計予算第4条本文括弧書中「34,255千円」を「35,371千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

### 収 入

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	資 本 的 収 入	65,525 千円	△ 1,116 千円	64,409 千円
第2項	補 助 金	3,983 千円	△ 1,116 千円	2,867 千円

平成27年3月3日提出

太良町長 岩 島 正 昭

## 平成 27 年度 太良町一般会計予算

平成 27 年度太良町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,970,000 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

議案第 25 号

## 平成 27 年度 太良町山林特別会計予算

平成 27 年度太良町山林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 63,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000 千円と定める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

太良町長 岩島正昭

議案第 26 号

## 平成 27 年度 太良町後期高齢者医療特別会計予算

平成 27 年度太良町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成 27 年 3 月 3 日提出  
太良町長 岩島正昭

議案第 27 号

## 平成 27 年度 太良町国民健康保険特別会計予算

平成 27 年度太良町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,991,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000 千円と定める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

太良町長 岩島正昭

## 平成 27 年度 太良町漁業集落排水特別会計予算

平成 27 年度太良町漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 140,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 27 年 3 月 3 日提出  
太良町長 岩 島 正 昭

議案第 29 号

## 平成 27 年度 太良町簡易水道特別会計予算

平成 27 年度太良町簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 98,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 27 年 3 月 3 日提出  
太良町長 岩 島 正 昭

## 平成27年度 太良町水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 平成27年度太良町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1,362 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	361,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	989 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	上水道施設整備事業 事業費 22,352 千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事 業 収 益	57,900 千円	第1款 事 業 費	57,900 千円
第1項 営 業 収 益	56,880 千円	第1項 営 業 費 用	45,689 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,020 千円	第2項 営 業 外 費 用	3,293 千円
		第3項 特 別 損 失	1 千円
		第4項 予 備 費	8,917 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,998千円は当年度及び過年度分損益勘定留保資金25,998千円で補填するものとする）。

収 入	支 出
第1款 資本的 収入 2千円	第1款 資本的 支出 26,000千円
第1項 企 業 債 1千円	第1項 建設改良費 22,352千円
第2項 雜 収 益 1千円	第2項 企業債償還金 3,648千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,432千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は318千円と定める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

## 平成27年度 町立太良病院事業会計予算

### (総 則)

第1条 平成27年度町立太良病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

病床数	一般病床	60 床		
年間延入院患者数	17,450 人	1 日平均入院患者数	48 人	
年間延外来患者数	45,483 人	1 日平均外来患者数	156 人	
建設改良計画				
固定資産購入費				
・器 械	システム7、自動尿分析装置、プラットホーム 外		3,680 千円	
・備 品	電子カルテシステム、ナースコールサーバ 外		134,510 千円	

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	1,049,823 千円
第1項	医業収益	855,542 千円
第2項	医業外収益	194,281 千円
第2款	訪問看護ステーション事業収益	23,709 千円
第1項	訪問看護事業収益	23,694 千円
第2項	訪問看護事業外収益	15 千円
第3款	居宅介護支援事業収益	14,048 千円
第1項	介護保険事業収益	13,685 千円
第2項	介護保険事業外収益	363 千円
第4款	通所リハビリテーション事業収益	41,974 千円
第1項	介護保険事業収益	41,974 千円
	収 入 合 計	1,129,554 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	999,344 千円
第1項 医業費用	968,710 千円
第2項 医業外費用	30,633 千円
第3項 特別損失	1 千円
第2款 訪問看護ステーション事業費用	30,646 千円
第1項 訪問看護事業費用	30,646 千円
第3款 居宅介護支援事業費用	13,645 千円
第1項 介護保険事業費用	13,645 千円
第4款 通所リハビリテーション事業費用	37,980 千円
第1項 介護保険事業費用	37,980 千円
第5款 予備費	47,939 千円
第1項 予備費	47,939 千円
支 出 合 計	1,129,554 千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 76,534 千円は当年度及び過年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	143,977 千円
第1項 出資金	103,975 千円
第2項 補助金	40,000 千円
第3項 固定資産売却代金	2 千円
支 出	
第1款 資本的支出	220,511 千円
第1項 建設改良費	138,190 千円
第2項 企業債償還金	82,321 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 657,152 千円  
(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第6条 病院財政健全化及び救急医療のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 235,444 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は 128,500 千円と定める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

諮詢第1号

人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成27年3月3日提出

太良町長 岩島正昭

記

住 所 太良町大字多良1868番地3

氏 名 新宮信子

生年月日 昭和23年8月31日

(提案理由)

人権擁護委員の体制の充実及び強化を図り、人権擁護委員活動をさらに活性化させることを目的に佐賀地方法務局から増員要請があったため、この案を提出する。

## 追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第1	議案一括上程 町長提案 議案第32号、第33号 町長の提案理由の説明
追加日程第2	議案第32号 太良町教育委員会委員の任命について
追加日程第3	議案第33号 太良町教育委員会委員の任命について

# 追加提出議案目録

議案第32号 太良町教育委員会委員の任命について

議案第33号 太良町教育委員会委員の任命について

上記のとおり

平成27年 3月12日

太良町長 岩島正昭

太良町教育委員会委員の任命について

下記の者を太良町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成27年3月12日提出

太良町長 岩島正昭

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
太良町大字大浦戊404番地3	浜崎敏彦	昭和27年5月8日

(提案理由)

平成27年3月18日をもって任期が満了する浜崎敏彦氏を再度任命することについて  
同意を得たいので、この案を提出する。

太良町教育委員会委員の任命について

下記の者を太良町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成27年3月12日提出

太良町長 岩島正昭

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
太良町大字大浦己740番地70	永渕 武	昭和21年7月6日

(提案理由)

平成27年3月31日をもって辞職する山口保彦氏の後任として、永渕武氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。